

御宿町国土強靱化地域計画

令和3年9月

目 次

第1章 総論	1
1 計画の策定趣旨.....	1
2 本町の地域特性.....	2
3 計画の位置付け.....	4
4 計画期間.....	5
第2章 御宿町地域強靱化の基本的考え方	6
1 計画策定の流れ.....	6
2 強靱化する上での目標の明確化.....	7
3 本計画の対象とするリスク.....	8
第3章 脆弱性評価	15
1 脆弱性評価の考え方.....	15
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	15
3 評価の実施手順.....	17
4 評価の結果.....	18
第4章 御宿町地域強靱化のための施策プログラムの策定等	39
1 施策プログラム策定の考え方.....	39
2 施策推進方針の設定.....	39
3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）.....	39
4 推進事業の設定.....	39
5 本町における地域強靱化のための施策プログラム.....	39
第5章 計画の推進管理	63
1 計画の推進期間等.....	63
2 計画の推進方法.....	63

第1章 総論

1 計画の策定趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、本町においても、津波などにより被害を受けたところです。

また、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、南関東地域で今後30年以内に70%程度の確率でマグニチュード7クラスの地震が発生すると推定されている首都直下地震等、大規模災害の発生リスクが高まっています。

さらに、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、台風の大型化、集中豪雨や突風被害の多発など、多岐にわたる災害に向けた防災・減災対策が急務となっています。

このような大規模自然災害に備えるため、一方、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、平成26年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。これらの法・計画では、市町村は国土の強靱化を推進する責務を有しており、その責務を達成するための計画として、国土強靱化地域計画を策定することが求められています。

これらの状況を踏まえ、本町においても、事前に防災及び減災に係る施策を進め、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な都市をめざし「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するため、「御宿町国土強靱化地域計画」を策定するものです。

御宿町の位置図



2 本町の地域特性

(1) 自然特性

ア 位置・面積

本町は、房総半島の南東部に位置し、南東及び南西は太平洋に面し、首都東京並びに県都千葉市とは、それぞれ直線距離にして、約 75km、50km であって、いずれも比較的近い距離にあります。面積は 24.86 ㎢で、町は、周囲約 26km、東西約 7.5km、南北 5.7km に及んでいます。

イ 地質・地形

本町を構成する地層は、沖積層と第三紀鮮新世の大原層、浪花層、勝浦層です。沖積層は海岸や西部山間部低地に主に分布し、第三紀層は山地を構成します。勝浦層は町に分布する最下位の地層で、小浦、岩和田地区、須賀など町の東南部に分布します。

丘陵地は、町の東南部（岩和田地域）から東北、西北中央部（須賀、浜、高山田、上布施、実谷七本地域）にかけて大小の起伏丘陵を形成しながら、本町の大部分を占めており、平坦地は少なくなっています。目立って高い山はなく、高度もおおむね 70 m から 120 m 前後が大部分です。

主な河川をあげれば、清水川（上流普通河川、下流二級河川）、上落合川（上流普通河川、下流準用河川）、裾無川、塚川（いずれも準用河川）、久兵衛川、浜谷川（いずれも普通河川）です。本町の河川は「堰」とともに農業用水として重要であるばかりでなく、雑排水流末としての利用、洪水などの自然災害防止の役割を果たし、町民の生活と深い関わりを持っています。

本町には天然の湖沼というものは皆無であり、これを補うものとして人工により「堰」を造成し、管理して生業に役立ててきました。本町の河川は前述のように短小であり流量も少ないため、堰の役割は農業地域において生業を営む上で重要なものです。

また、海に近く気候も温暖であり、特に海岸地帯は風光に恵まれています。網代湾は水清く波静かで、黒潮の影響を受けて水温の激しい変化もありません。網代湾に面した海岸一帯は広く美しい砂浜となっており、所々に砂丘の起伏が見られます。また、網代湾を囲む丘陵は直接海に迫り、海食崖、海蝕洞、入り江などが各所にあり、変化に富んだ景勝地帯となっています。国は、昭和 33 年 8 月、この御宿海岸を含む南房総地帯（太東岬→野島崎→富津岬）を南房総国定公園に指定しています。

ウ 気象

本町の気象は、黒潮と深い関わりがあり、気温は、年平均 15.7℃で温暖な気候となっています。

降水量は、年間 1,969.7 mm で、9・10 月は特に降水量が多くなっています。

風については、年平均風速は 3.2m/s で、本町が半島に位置していることから、他の内陸地域に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多くなっています。

相対湿度の年平均は、74% で 6～9 月は 80% 以上となっています。

(2) 社会・経済特性

ア 交通

本町は網代湾に望んだ海岸沿いに位置し、南北に勝浦市及びいすみ市につながっている国道 128 号、町の東西に延びる県道夷隅御宿線と南部から北東方面に延びる県道勝浦布施大原線、県道勝浦上布施線がつながっています。

鉄道は、J R 外房線が、千葉方面から鴨川方面に延びており、千葉から一宮間、東浪見から長者間は複線区間となっていますが、長者から御宿間は単線となっています。

イ 産業

産業について見ると、この地方は沖合漁業の中心地であり、その水揚げ量も千葉県内では、銚子、勝浦に次いでおり、漁業の占める割合は大きくなっています。現在でも、大波月（おおはづき）・二股の海岸を中心に、アワビ・サザエなどを採取しています。海岸は遠浅で、浜・中央・岩和田の海水浴場は、大変な賑わいを見せます。

ウ 人口

人口は、令和 2 年 3 月 31 日現在で 7,364 人、世帯総数は 3,680 世帯となっています。

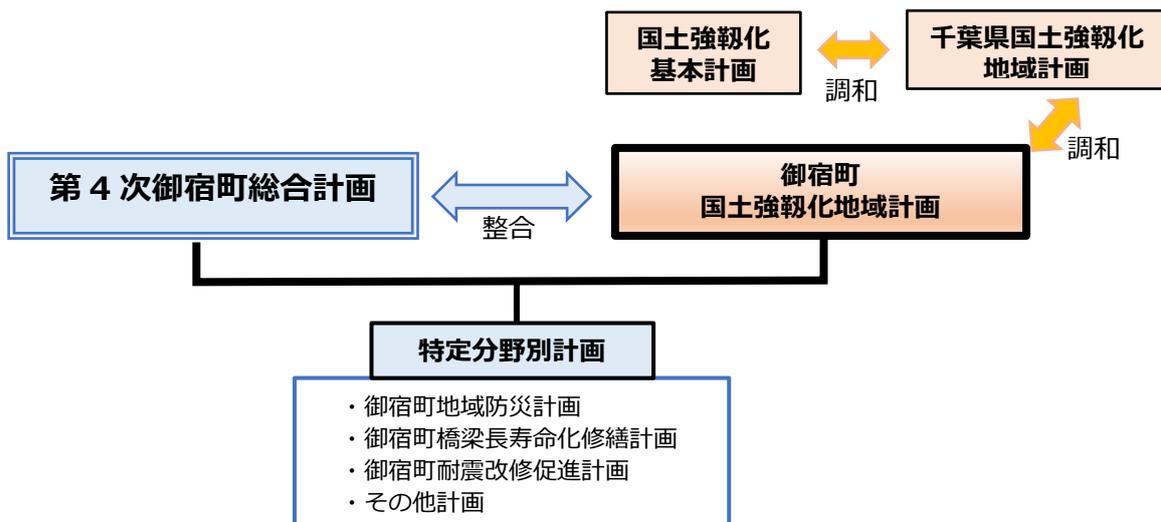
平均世帯人員は 2.0 人であり、平成 17 年の 2.65 人に比べ核家族化が進んでいます。

また、65 歳以上人口を見ると、当町も全国的な傾向と同様に高齢化が着実に進行しており、65 歳以上人口の割合は、平成 22 年に 40% 台を超えた後、団塊の世代が 65 歳を迎えた平成 24 年以降は更に高齢化が進行し、令和 2 年には 50.69% にまで上昇しており、県下 1 位の高齢化率となっています。

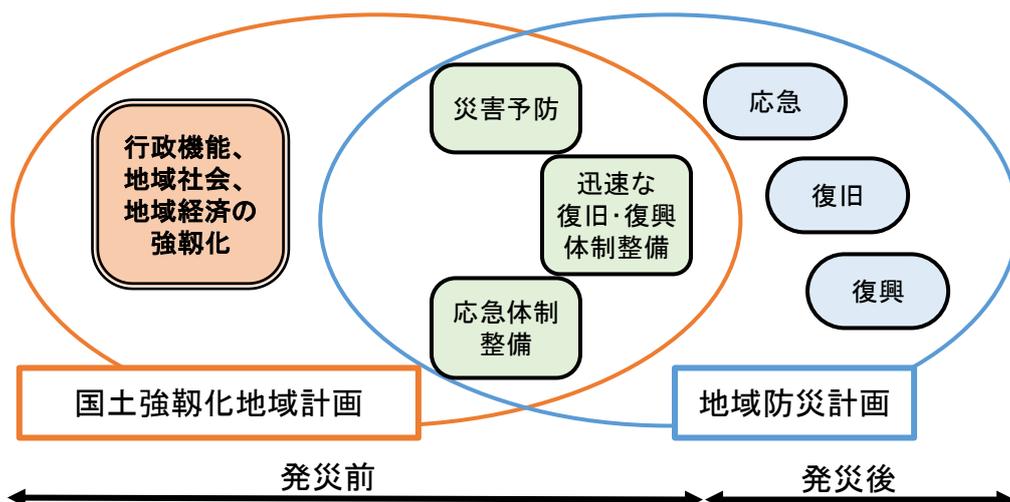
このような急速な高齢化の到来は、要配慮者の増加をもたらしています。

3 計画の位置付け

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。このため、本町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の地域強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。



また、「御宿町地域防災計画」が、地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクごとに対応を取りまとめるものに対し、本計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、社会インフラの強靱化をメインに事前防災として平時の備えを中心とする包括的な対応策を取りまとめるものです。



4 計画期間

本町における地域強靱化の実現には、長期的な展望を描きつつ、社会情勢の変化、国や千葉県における国土強靱化の状況等に応じた施策の推進が必要となることから、国の国土強靱化基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画を踏まえ、本計画の計画期間は、5年間（令和3年度～令和7年度）とします。また、必要に応じて検討を加え適宜改善を図るものとします。

第2章 御宿町地域強靱化の基本的考え方

1 計画策定の流れ

計画策定のフロー

第1章 総論

- 1 計画の策定趣旨
- 2 本町の地域特性 ⇒本町の地域特性、社会・経済特性について解説。
- 3 計画の位置付け
- 4 計画期間

第2章 御宿町地域強靱化の基本的考え方

- 1 計画策定の流れ
- 2 強靱化する上での目標の明確化
- 3 本計画の対象とするリスク

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定
⇒34のリスクシナリオを設定。
- 3 評価の実施手順
- 4 評価の結果
⇒「起きてはならない最悪の事態」を回避する観点から、現状の施策の脆弱性を分析・評価。

第4章 御宿町地域強靱化のための施策プログラムの策定等

- 1 施策プログラム策定の考え方
- 2 施策推進方針の設定
⇒プログラムごとの脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、今後必要となる施策を検討。
- 3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）
- 4 推進事業の設定
- 5 本町における地域強靱化のための施策プログラム

第5章 計画の推進管理

⇒優先的に取り組むべき17の重点化プログラムをはじめとした施策を着実に推進するためにPDCAサイクルによる推進管理や計画の見直しについての考え方を整理。

- 1 計画の推進期間等
- 2 計画の推進方法

2 強靱化する上での目標の明確化

本町では、国の国土強靱化基本計画を基に、強靱化を推進する上での「基本目標」と基本目標をより具体化した「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定します。

【基本目標】

いかなる大規模自然災害が発生しても、以下の4項目を目標に、応急・復旧・復興を図ります。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- IV 迅速な復旧復興を行うこと



【事前に備えるべき目標】

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 本計画の対象とするリスク

御宿町における地域強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されますが、「千葉県国土強靱化地域計画」が千葉県北西部直下地震や房総半島東方沖日本海溝沿い地震など、甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害とは、自然災害及び人的災害により、被害が広範囲にわたり、復興までに長時間を要し、被災地内の努力だけでは解決不可能なほど著しく地域の生活機能、社会維持機能が障害されるような災害をいい、基本的には激甚災害に指定される災害を基準とするものです。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示します。

(1) 御宿町における主な自然災害リスク

過去の災害記録

① 地震・津波

西暦年月日 (日本歴)	東経 北緯	震央地名	マグ ニチ ュード	千葉 県内 最大 震度	地変	津波	人命・家屋等の 被害
1605. 2. 3 (慶長9年 12月16日)	134.9 33.0	東海・ 南海・ 西海諸道	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。 上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
1703. 12. 31 (元禄16年 11月23日)	142.0 35.5	磐城・ 常陸・ 安房・ 上総・ 下総	8		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。 各地の推定津波浸水高は、 ・東浪見村 6.0～7.5m、 ・矢指戸村 5.5～7.0m、 ・岩船浦 6.5～8.0m、 ・御宿浦 4.5～7.0m、 ・沢倉村 5.5～7.0m などであった。	銚子町高神1万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。 東浪見で倒家50戸、水死者97人、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者13人、大原で倒家25戸、水死者9人、矢差戸で倒家25戸、水死者13人、岩船で倒家40戸、水死者57人、御宿で倒家30戸、水死者36人。

西暦年月日 (日本歴)	東経 北緯	震央地名	マグ ニチ ュード	千葉 県内 最大 震度	地変	津波	人命・家屋等の 被害
1703. 12. 31 (元禄 16 年 11 月 23 日)	139.8 34.7	江戸・ 関東諸国	7.9 ～ 8.2	6	安房地方で山崩れ が多く発生した。 嶺岡山で亀裂が生 じたのをはじめ各地 で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波 があった。 各地の痕跡高は、 御宿 8m、勝浦 7m、鴨 川 6.5m、千倉 9.2m、 相浜 11～12m、保田 6.5m などであった。	津波による被害が 主であった。 安房小湊で 570 軒 流失、死者 100 人、 御宿で倒家 440 戸、 死者 20 余人、千倉、 布良で死者多数、九 十九里南部津波で壊 滅。
1855. 11. 11 (安政 2 年 10 月 2 日)	139.8 35.7	江戸及び 付近	7.0 ～ 7.1	6	浦安、船橋地区で 地面に亀裂が生じ、 噴砂が見られた。 松戸から浦安にか けての地域で震度 6。	木更津の海岸で小 規模な津波が見ら れた。	下総地方で倒家多 く、死傷者も多数出 た。
1923. 9. 1 (大正 12 年)	139.1 35.3	神奈川県 西部	7.9	6	安房地方で地割 れ、噴砂、噴水が多 見した。 上総、安房地方の 丘陵地では山崩れが 多発した。 三芳村付近に地震 断層が生じた。	布良付近で津波に よる浸水があった。 各地の推定津波高 は、布良 4.5m、洲崎 4m、勝山 2.2m、木更 津 1.8m などであっ た。	千葉県全体で死者 1,335 人、負傷者 3,426 人、行方不明 者 7 人、全壊家屋 31,186 戸、半壊 14,919 戸、焼失 647 戸、流失 71 戸、建物 の倒壊は安房、上総 地方に多く、流失は 布良の津波によるも のである。
1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140.5 35.4	千葉県 東方沖	6.7	5	山武、長生郡を中 心に、がけ崩れ、道 路の亀裂、陥没、堤 防の沈下、地盤の液 状化現象等が多数発 生した。 また、がけ崩れの 危険に伴う住民避難 が生じた。		千葉県全体で死者 2 人、負傷者 161 人、 全壊家屋 16 棟、半壊 家屋 102 棟、一部損 壊 71,212 棟、断水 49,752 戸、停電 287,900 戸、ガス供 給停止 4,967 戸、ブ ロック塀等の倒壊 2,792 箇所が発生し た。なお、住家被害 のほとんどが屋根瓦 の崩落によるもので ある。

西暦年月日 (日本歴)	東経 北緯	震央地名	マグ ニチ ュード	千葉 県内 最大 震度	地変	津波	人命・家屋等の 被害
2011. 3. 11 (平成 23 年)	142.9 38.1	三陸沖	9	6 弱	<p>東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。</p> <p>市街地では、地震時、建物はゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が湧き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建て等の住宅がゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。水道、下水道等のライフラインも、液状化により至るところで管が破壊された。</p>	<p>津波観測点「銚子」では押波による第一波を 15 時 13 分に観測。17 時 22 分に津波の最大の高さ 2.5m を観測した。潮位計のデータでは、13 日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子町～いすみ町）で 23.7 km²に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6m と推定される第三波の津波が襲来し、住民の生命・財産を奪い去った。</p>	<p>平成 29 年 4 月 3 日現在死者 22 人〔うち、津波による死者 14 人（旭市 13 人、山武市 1 人）〕、行方不明者 2 人（津波による。）、負傷者 261 人。建物全壊 801 棟、半壊 10,152 棟、一部損壊 55,043 棟、建物火災 15 件、床上浸水 157 棟、床下浸水 731 棟。水道断水 177,254 戸、減水 129,000 戸。下水道 24,300 戸で使用制限。ガス 8,631 戸で停止。電気 347,000 戸で停電。国道、県道で全面通行止め 33 箇所、片側通行規制 12 箇所。農業施設の損壊 2,257 箇所ほか。漁船転覆・乗り上げ等 390 隻。石油コンビナート爆発事故（市原市）。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。</p>
2012. 3. 14 (平成 24 年)	140.9 35.7	千葉県 東方沖	6.1	5 強	<p>銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。</p>		<p>県内で死者 1 人、負傷者 1 人、家屋の一部損壊 3 棟の被害が出た。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 箇所倒壊、また、銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。</p>

② 風雨雪災害

西暦年月日 (日本歴)	災害	事項
1931年9月27日 (昭和6年)	大雨	大雨により浸水家屋150戸、野作山野の被害無数。新川橋、漁り橋が押し流された。
1948年9月16日 (昭和23年)	アイオン台風	風速45mの風により新築中の新制中学校校舎一棟が倒壊、その他各学校の被害は甚大
1960年11月24日 (昭和35年)	大雨	大雨による河川氾濫。耕地の冠水、土砂崩壊、道路の決壊、床下床上浸水家屋多数で被害は甚大
1971年9月7日～8日 (昭和46年)	台風第25号	600mmの大降雨により、道路、河川、漁港、田畑の決壊、稲の流失及び住家の半壊、床下床上の浸水等大きな打撃を受け、被害総額は約3億円
1976年6月15日 (昭和51年)	冷害(大雨)	勝浦を中心とした総雨量356mmの降雨により、道路被害1箇所、河川被害2箇所発生。冷害により、被害総額約1億円。
1996年7月8日～10日 (平成8年)	大雨	勝浦を中心とした総雨量326mmの降雨により、床下浸水家屋4戸、道路被害9箇所、河川被害5箇所発生し、1世帯が避難。文教被害額3,800万円、土木施設被害額5,200万円、その他公共施設被害額約1,000万円
1996年9月22日 (平成8年)	台風第17号 (風)	風により、家屋15戸が一部損壊。御宿では1時間に110mmの降雨を記録
1999年10月27日 (平成11年)	台風第5号 (大雨)	大雨により、床下浸水家屋2戸、道路被害6箇所、河川被害6箇所発生し、2世帯が避難。土木施設被害額は5,900万円
2000年7月7日～8日 (平成12年)	台風第3号 (雨)	勝浦を中心とした総雨量205mmの降雨により、がけ崩れが7箇所発生
2001年10月10日 (平成13年)	大雨	御宿を中心とした総雨量188mmの降雨により、家屋2戸が床下浸水、1戸が一部損壊
2002年10月1日～2日 (平成14年)	台風第21号 (雨、風)	勝浦を中心とした総雨量118mmの風雨により、家屋41戸が一部損壊。その他道路被害5箇所、河川被害3箇所発生し、1世帯が避難。文教被害額は700万円、土木施設被害額は2,391万円、その他公共施設被害額は943万円
2003年8月15日～16日 (平成15年)	大雨	勝浦を中心とした総雨量60mmの降雨により、道路被害2箇所、河川被害4箇所発生、土木施設被害額は2,800万円。御宿では、1時間に25mmの降雨を記録
2004年10月8日～9日 (平成16年)	台風第22号 (雨)	大雨により、床上浸水家屋1戸、床下浸水家屋6戸、道路被害15箇所、河川被害4箇所、がけ崩れが14箇所発生し、19世帯が避難。土木施設被害額は3,717万円
2004年10月19日～20日 (平成16年)	台風第23号 (雨)	勝浦を中心とした総雨量149mmの降雨により、床下浸水家屋1戸、がけ崩れが3箇所発生し、7世帯が避難。土木施設被害額は3,717万円
2005年8月25日～26日 (平成17年)	台風第11号 (雨)	大多喜を中心とした総雨量308mmの降雨により、家屋1戸が一部損壊。その他道路被害5箇所、河川被害2箇所発生し、土木施設被害額は900万円
2007年7月14日 (平成19年)	台風第4号 (雨)	400mmの大雨により、御宿台区をはじめ土砂災害が発生
2014年2月14日～16日 (平成26年)	大雪	人的被害として県内死者2人、負傷者450人
2019年9月9日 (令和元年)	令和元年房総半島台風	9月9日千葉市付近に上陸し、関東の一部では観測史上1位の最大風速、最大瞬間風速観測。重軽傷者約150人、家屋の全半壊等約77,000棟の被害が発生した。千葉県を中心として最大約934,900戸(9月9日時点)の停電が発生し、解消に時間を要した。また、高波により護岸が倒壊し、工業団地内に大規模浸水が発生し、背後の事業所に甚大な被害が発生

(2) 町内における主な自然災害被害想定概要

本町地域防災計画では、千葉県が実施した地震被害想定等をもとに、被害想定概要について、次のように設定しています。

ア 地震による被害想定概要

「平成 19 年度千葉県地震被害想定調査報告書」による本町における東京湾北部地震による被害の概要は、次のとおりです。

① 地震動（揺れ）

町全域が震度 5 強となり、町土の約 30%が震度 6 弱になると予測されます。

② 建物被害と人的被害

被害の最も大きい冬の 18 時、風速 9 m/s の場合で、建物の全半壊は全 5,816 棟中、1,030 棟になると予測されます。

また、建物被害のほか、急傾斜地崩壊やブロック塀等の転倒により、死者 2 人（うち、要配慮者 1 人）、負傷者 93 人が発生すると予測されます。

③ 液状化危険度

影響は限定的であるものの、J R 御宿駅付近を中心として、危険度の高い地域が点在すると予測されます。

④ 避難者

建物被害等により、地震発生翌日に約 1,800 人の避難者が発生すると予測されます。

⑤ 帰宅困難者

通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、交通の途絶により自宅に帰れなくなる住民は、約 1,000 人発生すると予測されます。

⑥ エレベーター閉じ込め台数

エレベーター停止台数のうち、安全装置作動や故障、停電により、8 台で閉じ込めが発生すると予測されます。

⑦ 自力脱出困難者

建物倒壊等により自力で脱出することが困難となる自力脱出困難者数は、24 人発生すると予測されます。

⑧ 災害廃棄物

災害廃棄物として被害を受けた建物の躯体残骸物発生量は、約 1 万 t 発生すると予測されます。

イ 津波による被害想定概要

津波については、「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書」をもとに、次のように設定しています。

① 津波高と到達時間

房総半島東方沖日本海溝沿い地震モデルによる、本町の沿岸津波高・到達時間等の予測は、市街地で浸水深が約 2 m 以上となり、広い範囲で浸水し、20 分から 25 分で浸水すると想定されます。

② 建物被害

建物が多く建っている地域が 2 m 以上の浸水となる本町においては、津波による建物被害が多数発生すると予測されます。

③ 人的被害

冬の朝 5 時に想定地震が発生する条件で、人的被害を算出した結果、全員が発災後すぐに避難を開始した場合の死者、負傷者はほとんど発生しないと予測される一方、早期避難を開始しない場合の死者数は約 1,200 人、負傷者数は約 80 人と予測されます。なお、夏の昼 12 時に海水浴客がいる中で想定地震が発生する条件では、早期避難を開始しない場合の死者数は約 1,700 人、負傷者数は約 150 人と予測されます。

④ 災害廃棄物

津波に伴う建物の全壊による災害廃棄物と津波で陸上に堆積した土砂等の津波堆積物の発生量は、約 89,600～96,400 m³と予測されます。

ウ 竜巻による被害想定概要

平成 2 年（1990 年）12 月 11 日には、前線を伴い発達した低気圧が関東地方を通過に伴い突然轟音とともに突風が発生し、建物や電柱を壊しながら建物の破壊するほど猛烈な突風が吹いたと思われ、気象庁は、わが国で当時最大規模の竜巻であったと発表しています。

竜巻による被害想定には、住家の全半壊や屋根瓦の破損等の物的被害に加え、飛来物による物的・人的被害が想定されます。

以上の整理より、想定される自然災害を次のように設定します。

想定される自然災害	千葉県の想定	御宿町での想定 (特に危惧するものに○)
大規模災害全般	○	○：県計画同様に全般を対象
地震(巨大地震)	○	○：具体的なリスクとして想定
津波	○	○：具体的なリスクとして想定
風水害	○	○：具体的なリスクとして想定
土砂災害	○	○：具体的なリスクとして想定
液状化	○	○：具体的なリスクとして想定
火山噴火		
暴風雪・雪害		
渇水	○	○：具体的なリスクとして想定
林野火災(フェーン)		
竜巻	○	○：具体的なリスクとして想定

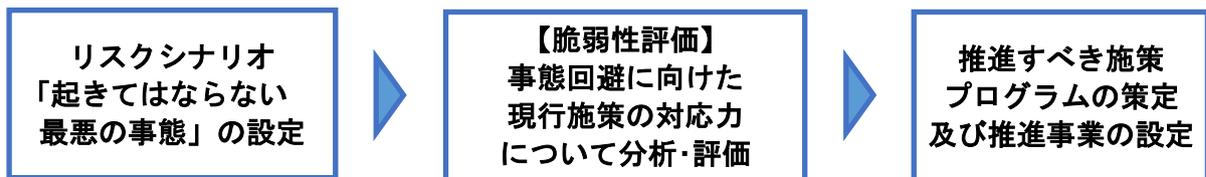
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、地域強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の国土強靱化基本計画や千葉県国土強靱化地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町としても、御宿町国土強靱化地域計画に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した「プログラムごとの脆弱性評価結果」や「施策分野ごとの脆弱性評価結果」評価手法など「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、地域強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画で設定されている「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、8つのカテゴリーと34の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ 34 の「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
		1-2 建物・交通施設等の火災による死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、脆弱性が高まる事態
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4 想定を超える帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足（帰宅困難者とは観光、ビジネス等で訪れて御宿町から帰宅できない状態にある者）
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・救助・救急支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3 重要な産業施設の損壊、倒壊等
		5-4 基幹的交通機能の停止
		5-5 食料等の安定供給の停滞
		5-6 金融サービス等の機能停止による町民生活等への甚大な影響

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）やガソリン、軽油、石油、LPガスサプライチェーン等の機能停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 地域交通ネットワークが分断される事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生
		7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4 農地、森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4 緊急輸送道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5 浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 評価の実施手順

前項で定めた34の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、関連する現行の施策の推進状況や、現状を改善するために何が課題であり、どのような施策が必要かを検討し、整理しました。

それぞれの「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価しました。

なお、指標値については、関連する各現行計画において定めているものを指標値として掲げました。また、特に根拠となる計画等に該当する指標値が記述されていないものは「－」と表記し、関連する計画名称を掲げ整理することとしました。

また、策定をしていないものについては、「未策定」と表記することとします。

4 評価の結果

(1) 人命の保護

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生

【評価結果】

① 住宅・建築物等の耐震化

- 「御宿町耐震改修促進計画」に基づき、対象となる建築物の耐震化を促進する必要があります。また、適正に管理されていない空き家の倒壊等を未然に防ぐ必要があります。

② 家具等の転倒防止対策

- 家具等の転倒による圧死や逃げ遅れ等による被害を軽減するために、家具等転倒防止対策の周知を図る必要があります。

③ 公共施設の老朽化対策と適切な維持管理

- 災害時において、防災拠点、避難所等に加え、道路施設や上水施設等のライフライン系の公共施設が機能不全とならないよう健全な状態を維持する必要があります。

④ 避難所等の指定・整備

- 本町では、緊急指定避難場所を3箇所、指定避難所を3箇所、福祉避難所が1箇所指定されています。今後、災害時の避難場所として活用される公共施設は、避難者に配慮した整備を検討していく必要があります。
- 避難施設までの誘導路の安全性を考慮し、適切に避難路等の設定を行う必要があります。

⑤ 緊急輸送道路等の整備

- 緊急輸送道路や主要道路について、災害時における円滑な救助活動等が図れるよう、計画的に機能や通行の安全性を維持する必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 住宅の耐震化率	70%
▽ 町有建築物の耐震化率	81%
▽ 町立小・中学校の耐震化率	100%
▽ 社会体育施設の耐震化率	100%
▽ 指定緊急避難場所の指定	3箇所
▽ 指定避難所の指定状況	3箇所
▽ 福祉避難所の指定状況	1箇所
▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画	—
▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕計画	—

1-2 建物・交通施設等の火災による死傷者の発生

【評価結果】

① 建築物の防火対策

- 適正な管理をされていない空き家及び空き地が環境、防犯、景観、防火に及ぼす悪影響を未然に防ぐ対策を講じる必要があります。
- 火災の発生原因となる違反建築物の指導強化を図る必要があります。

② 道路等の整備

- 円滑な消火活動を行うため、道路通行を確保する必要があります。

③ 常備消防及び消防団による消防力の強化

- 災害による火災は、延焼拡大や、地域内で同時発生する恐れがあり、常備消防（夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部御宿分署）と町消防団が連携し、消火活動に当たる必要があります。

④ 消防水利の整備

- 災害に伴う火災において、延焼拡大を防止するため、消防水利を確保する必要があります。

⑤ 地域防災活動の強化

- 各家庭等での火災発生源の抑制や安全な初期消火活動を行うため、自主防災組織への定期的な防災啓発や訓練への参加を促す必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 消防団活性化計画

—

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

① 津波避難体制の整備

- 津波ハザードマップにより、津波避難場所、津波避難ビル、避難経路を確認するなど、普段から津波避難への意識を啓発していく必要があります。
- 新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化があった場合、それに応じた避難体制の再整備が求められることから、津波ハザードマップや避難計画を見直す必要があります。

② 海岸保全施設の整備

- 「千葉県東沿岸海岸保全基本計画」に基づき、御宿岩和田漁港海岸地区などへの津波による被害を防ぐため、漁港海岸保全施設の点検、計画的な整備の必要があります。

③ 行政による情報処理・発信体制の整備

- 災害情報を伝達することにより、住民の避難誘導を確実にを行う必要があることから、多様な情報通信手段の確保に加え、防災情報伝達システムの維持管理と非常用電源を確保する必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 御宿町津波ハザードマップ

—

▽ 津波避難計画

—

▽ 御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画

—

▽ 防災行政無線同報系のデジタル化率

100%

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

① 河川、ため池及び水田施設の維持管理及び整備

- 海面潮位や高潮の影響に加え、大雨により浸水が長期化する恐れがあるため、河川の流下能力や上流域の雨水貯留能力を高める必要があります。

② 流域全体で治水対策

- 昨今の異常気象等による水害の激甚化・頻発化に鑑み、町内を流れる清水川等の中小河川改修だけでなく、流域全体での治水対策、治山対策、都市防災など横断的な取組における災害対策に取り組んで行く必要があります。

③ 水防団の充実強化等による地域水防力の強化

- 浸水時において対応する水防団の強化を行う必要があります。

④ 浸水避難体制の整備

- 今後、新たな浸水想定が設定されるなど、異常気象等に対応した避難体制の再整備を講じる必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 洪水ハザードマップ作成状況	未策定
▽ 水防団員数	153人

1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、脆弱性が高まる事態

【評価結果】

① 警戒避難体制の整備

- 土砂災害の危険箇所において、土砂災害の危険性や避難の重要性を周知する必要があります。また、土砂災害における災害情報を適切に伝達する必要があります。

② 土砂災害の発生予防

- 急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所について、急傾斜地崩壊対策事業を推進する必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 土砂災害警戒区域指定数	163箇所
うち土砂災害特別警戒区域指定数	154箇所
▽ 土砂災害ハザードマップ	未策定
▽ 急傾斜地崩壊危険区域指定数	8箇所

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【評価結果】

① 住民への伝達体制の強化

- 災害情報を途切れなく、適時適切に伝達することにより、住民の避難誘導を確実に行う必要があることから、多様な情報通信手段の確保に加え、防災情報伝達システムの維持管理と非常用電源や防災行政無線の耐震化を図る必要があります。

② 観光客・高齢者等の要配慮者対策

- 災害発生時において、観光客を受け入れる観光施設等の施設管理者において、適切な避難誘導を行う必要があります。
- 高齢者を含め、要配慮者への避難支援を行う必要があります。

③ 防災教育の推進

- 児童・生徒が適切な避難行動をとれるよう、学校教育において知識の普及や訓練を実施する必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 防災行政無線同報系のデジタル化率（再掲）	100%
▽ 避難指示等に係る具体的な発令基準	—
▽ 自主防災組織活動カバー率	100%
▽ 観光客等津波避難マニュアル	—
▽ 学校教育計画	—

(2) 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

① 自宅での蓄えと非常時の持ち出し

- 災害によるライフラインや物資供給の停止に備え、自宅での備蓄や非常時持ち出し品の必要性について、周知を図る必要があります。

② 地域内での蓄え（商店、農家等）

- 地域内にストックされている食料や飲料水等を備蓄として有効活用するため、商店や農家等との連携を図る必要があります。

③ 行政での蓄え

- 多数の避難者を受け入れるため、計画的に食料、飲料水、資機材等の備蓄を進める必要があります。

④ 応急給水体制の整備

- 災害時における給水設備の途絶に伴う、応急給水体制の整備の必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 防災関係の協定件数	46 件
▽ 食料の備蓄状況	約 8,000 食
▽ 飲料水の備蓄状況（1本当たり 500ml）	約 11,000 本

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

【評価結果】

① 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 大規模災害により、自衛隊、警察、消防機関、海上保安庁等において、救助・救急活動の絶対的な不足が生じることから、非常時における連絡体制の構築の必要があります。

【指標（現状値）】

▽ ヘリコプター発着可能地点	5 箇所
▽ 自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地	1 箇所 布施小学校グラウンド

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【評価結果】

① 防災活動拠点の整備

- 防災拠点や避難所等において、情報通信手段や、最低限の生活機能を維持するため、停電時における非常用電源の確保の必要があります。

② 災害時のエネルギー確保

- 災害時による救助・救急、医療活動を維持するため、エネルギーの供給不足が生じる可能性があることから、災害時におけるエネルギー（燃料等）の調達を図る必要があります。

【指標（現状値）】

▽ エネルギー供給事業所の協定締結数	2 社
--------------------	-----

2-4 想定を超える帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足（帰宅困難者とは観光、ビジネス等で訪れて御宿町から帰宅できない状態にある者）

【評価結果】

① 帰宅困難者に向けた支援設備の整備

○ 町内で観光客も含めた帰宅困難者の発生が予想されることから、食料、飲料水等の備蓄品の確保をする必要があります。

② 一時滞在施設の整備

○ 多数の帰宅困難者を一時的に受け入れるため、一時滞在施設の指定をする必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 災害時における緊急受入に関する協定 2社

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・救助・救急支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【評価結果】

① 災害医療体制の確保

○ 本町内に医療機関における医師などの医療従事者が少ないため、広域圏における災害時医療体制を確保する必要があります。

② 緊急輸送道路等の整備（再掲）

○ 緊急輸送道路や主要道路について、災害時における円滑な救助活動等が図れるよう、計画的に機能や通行の安全性を維持する必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 医療機関数	3機関
▽ 一般病床数	10床
▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画（再掲）	—
▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕計画（再掲）	—

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【評価結果】

① 避難所での衛生管理

○ 避難所等における感染症拡大防止のためのパーテーション、消毒液等の備蓄など、衛生面に配慮した運営を行う必要があります。

② 健康支援活動の体制整備

○ 災害発生後は、生活環境の変化や心理的影響から、体調を崩し、疾病にもつながることから、県、医療機関、ボランティアなど相互の連携のもと、被災者の健康維持のための支援等に取り組んで行く必要があります。

○ 被災者の心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症に対して、専門的な相談・支援を行う体制づくりを検討する必要があります。

③ 防疫活動の実施体制の整備

○ 防疫用薬剤の確保、機材等の調達、事前の防疫活動実施体制整備などを検討しておく必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 御宿町備蓄計画 —

(3) 行政機能の確保

3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅低下

【評価結果】

① 業務継続体制の構築

- 災害時に庁舎や職員が被災し、人材や資源が限られる中で、影響を最小限に抑えながら優先度の高い業務の維持・継続するため業務継続計画を策定する必要があります。

② 公共施設の老朽化対策と適切な維持管理（再掲）

- 災害時において、防災拠点、避難所等に加え、道路施設や上水施設等のライフライン系の公共施設が機能不全とならないよう健全な状態を維持する必要があります。

③ 住民への伝達体制の強化（再掲）

- 災害情報を途切れなく、適時適切に伝達することにより、住民の避難誘導を確実に行う必要があることから、多様な情報通信手段の確保に加え、防災情報伝達システムの維持管理と非常用電源や防災行政無線の耐震化を図る必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 業務継続計画（BCP）	未策定
▽ 災害時受援計画	未策定
▽ 千葉県内自治体との相互応援協定	協定済み
▽ 御宿町と野沢温泉村姉妹都市災害時相互応援協定書	協定済み

(4) 情報通信機能の確保

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【評価結果】

① 情報通信手段の確保

- 関係行政機関の防災情報の共有化システムを運用し、応急・救急活動などの関係機関相互の連絡体制を維持する必要があるため、非常用電源の確保に加え、多様な情報通信手段を構築する必要があります。

② 防災活動拠点の整備（再掲）

- 防災拠点や避難所等において、情報通信手段や、最低限の生活機能を維持するため、停電時における非常用電源の確保の必要があります。

③ 災害時のエネルギー確保（再掲）

- 災害時による救助・救急、医療活動を維持するため、エネルギーの供給不足が生じる可能性があることから、災害時におけるエネルギー（燃料等）の調達を図る必要があります。

【指標（現状値）】

- | | |
|------------------------|------|
| ▽ 防災行政無線同報系のデジタル化率（再掲） | 100% |
| ▽ エネルギー供給事業所の協定締結数 | 2社 |

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【評価結果】

① 住民への伝達体制の強化（再掲）

- 災害情報を途切れなく、適時適切に伝達することにより、住民の避難誘導を確実に行う必要があることから、多様な情報通信手段の確保に加え、防災情報伝達システムの維持管理と非常用電源や防災行政無線の耐震化を図る必要があります。

② 地域における災害対応力の向上

- 自主防災組織の今後の活動の維持のため、訓練等による地域における災害対応力の向上を図る必要があります。

【指標（現状値）】

- | | |
|------------------------|------|
| ▽ 防災行政無線同報系のデジタル化率（再掲） | 100% |
| ▽ 自主防災組織のカバー率 | 100% |

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

【評価結果】

① 企業における業務継続体制の強化

- 災害時に重要業務を継続するために事業継続計画の策定、運用を図るとともに防災活動の推進に努める必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 事業継続力強化支援計画作成団体 1 団体

5-2 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止

【評価結果】

① 緊急輸送道路等の整備（再掲）

- 緊急輸送道路や主要道路について、災害時における円滑な救助活動等が図れるよう、計画的に機能や通行の安全性を維持する必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画（再掲） —
- ▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕計画（再掲） —

5-3 重要な産業施設の損壊、倒壊等

【評価結果】

① 漁港や農地等重要な産業施設の強化

- 漁港や農地等の産業基盤施設の機能を維持する必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 御宿岩和田漁港水産物供給基盤機能保全計画 —
- ▽ 御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画（再掲） —
- ▽ 御宿町農林施設基本計画 —

5-4 基幹的交通機能の停止

【評価結果】

① 緊急輸送道路等の整備（再掲）

- 緊急輸送道路や主要道路について、災害時における円滑な救助活動等が図れるよう、計画的に機能や通行の安全性を維持する必要があります。

② 道路の早期啓開

- 道路の通行確保を図るため、速やかな道路啓開体制を整える必要があります。

③ 迂回路の整備

- 幹線道路等の不通時に備え、迂回路等について検討する必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画（再掲） —
- ▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕計画（再掲） —

5-5 食料等の安定供給の停滞

【評価結果】

① 漁港や農地等重要な産業施設の強化（再掲）

- 漁港や農地等の産業基盤施設の機能を維持する必要があります。

② 農林水産物の流通関係施設の強化

- 市場や集荷施設、冷蔵庫や保管倉庫等が被災した場合、流通が停滞する恐れがあることから、サプライチェーンを含め流通関係の体制強化を図る必要があります。

③ 農林水産物の流通過程におけるBCP策定等の推進

- 大規模自然災害時においても農林水産物の供給が停止しない体制の構築の必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 御宿岩和田漁港水産物供給基盤機能保全計画（再掲） —
- ▽ 御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画（再掲） —
- ▽ 御宿町農林施設基本計画（再掲） —

5-6 金融サービス等の機能停止による町民生活等への甚大な影響

【評価結果】

① 金融機関の業務継続体制の構築

- 御宿町と金融機関において災害時の対応について、情報共有の必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 御宿町・地域金融機関との包括連携に関する協定締結数 4行

(6) 迅速な復旧・復興等

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）やガソリン、軽油、石油、LPガスサプライチェーン等の機能停止

【評価結果】

① 電力供給ネットワークの耐震化

- 電柱の倒壊防止や無電柱化の取組について検討を行う必要があります。

② ライフライン事業者の業務継続体制の構築

- ライフライン事業者において、業務継続体制の構築の必要があります。

③ 防災活動拠点の整備（再掲）

- 防災拠点や避難所等において、情報通信手段や、最低限の生活機能を維持するため、停電時における非常用電源の確保の必要があります。

④ 災害時のエネルギー確保（再掲）

- 災害時による救助・救急、医療活動を維持するため、エネルギーの供給不足が生じる可能性があることから、災害時におけるエネルギー（燃料等）の調達を図る必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ エネルギー供給事業所の協定締結数（再掲） 2社

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【評価結果】

① 水道施設の更新

- 大規模災害の発生により、破損が生じた場合、広範囲の給水に支障が生じるため、配水管等の耐震化を図る必要があります。また、災害発生に伴う被害を最小限にとどめるため、老朽化した施設、設備の計画的な更新を行う必要があります。

② 応急給水体制の整備（再掲）

- 災害時における給水設備の途絶に伴う、応急給水体制の整備の必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 御宿町水道施設機能診断更新計画 —

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

① 污水处理施設の防災対策

- 浄化槽は長期間の浸水や停電により機能停止となることが想定されることから、汲み取りや仮設トイレについて、検討する必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 御宿町污水適正処理構想 —

6-4 地域交通ネットワークが分断される事態

【評価結果】

① 緊急輸送道路等の整備（再掲）

- 緊急輸送道路や主要道路について、災害時における円滑な救助活動等が図れるよう、計画的に機能や通行の安全性を維持する必要があります。

② 道路の早期啓開（再掲）

- 道路の通行確保を図るため、速やかな道路啓開体制を整える必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画（再掲） —
- ▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕計画（再掲） —

(7) 二次災害の抑制

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生

【評価結果】

① 建築物の防火対策（再掲）

- 適正な管理をされていない空き家及び空き地が環境、防犯、景観、防火に及ぼす悪影響を未然に防ぐ対策を講じる必要があります。
- 火災の発生原因となる違反建築物の指導強化を図る必要があります。

② 道路等の整備（再掲）

- 円滑な消火活動を行うため、道路通行を確保する必要があります。

③ 常備消防及び消防団による消防力の強化（再掲）

- 災害による火災は、延焼拡大や、地域内で同時発生する恐れがあり、常備消防（夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部御宿分署）と町消防団が連携し、消火活動に当たる必要があります。

④ 消防水利の整備（再掲）

- 災害に伴う火災において、延焼拡大を防止するため、消防水利を確保する必要があります。

⑤ 地域防災活動の強化（再掲）

- 各家庭等での火災発生源の抑制や安全な初期消火活動を行うため、自主防災組織への定期的な防災啓発や訓練への参加を促す必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 消防団活性化計画（再掲）

—

7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

【評価結果】

① 住宅・建築物等の耐震化（再掲）

- 「御宿町耐震改修促進計画」に基づき、対象となる建築物の耐震化を促進する必要があります。また、適正に管理されていない空き家の倒壊等を未然に防ぐ必要があります。

② 緊急輸送道路等の整備（再掲）

- 緊急輸送道路や主要道路について、災害時における円滑な救助活動等が図れるよう、計画的に機能や通行の安全性を維持する必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 住宅の耐震化率（再掲）

70%

▽ 緊急時輸送道路の整備状況

—

7-3 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【評価結果】

① ため池の整備

- ため池について、堤体等の決壊を防ぐため、計画的な改良や補修整備を行う必要があります。
- ため池は調整池としての機能も有していることから、機能不全による二次災害の発生を防ぐ必要があります。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------|-------|
| ▽ 防災重点ため池の指定 | 1 1箇所 |
| ▽ ため池ハザードマップ | — |

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

① 農地・森林等の適切な整備

- 農地・森林等の荒廃に伴う、倒木による直接的な被害や土砂災害の誘発等の恐れにつながるため、適切な管理と保全をする必要があります。
- 自然の持つ防災機能を維持・活用するため、町民と事業者の協力を得て良好な農地・森林の保全・創出を図る必要があります。

【指標（現状値）】

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ▽ 土砂災害区域等の指定・周知 | 土砂災害警戒区域 163 箇所 |
| | 土砂災害特別警戒区域 154 箇所 |

(8) 迅速な地域社会の再建・回復

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

① 被災地における衛生管理

- 災害発生時に円滑な災害廃棄物処理を行うため、御宿町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物やし尿、生活ゴミの適切な処理を進める必要があります。

② 人的支援の受入れ体制の整備

- 他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定し、受援力の向上を図る必要があります。

【指標（現状値）】

- | | |
|----------------|-----|
| ▽ 御宿町災害廃棄物処理計画 | — |
| ▽ 災害時受援計画 | 未策定 |

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

① 建設関係団体等との協力体制の構築

- 災害時における被害状況の把握や応急措置などに迅速に対応できるよう建設関係団体等と連絡体制の強化を図る必要があります。

② 人的支援の受入れ体制の整備（再掲）

- 他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定し、受援力の向上を図る必要があります。

③ 応急危険度判定等の速やかな実施

- 大規模災害から速やかな復旧・復興を図るための住宅の確保に向け、県等との連携を図りながら、応急危険度判定の円滑な実施体制を整備しておく必要があります。
- 大規模地震や大雨等後に速やかな被災宅地危険度判定を実施するために、被災宅地危険度判定士の育成と確保を図る必要があります。

【指標（現状値）】

- | | |
|---------------|-----|
| ▽ 災害時受援計画（再掲） | 未策定 |
|---------------|-----|

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

① 地域防犯体制の充実

- 防犯パトロール隊の行動を支援することにより、犯罪防止効果を高め地域における防犯力の一層の強化をする必要があります。

② 地域におけるコミュニティ活動の推進

- 多くの町民が地域活動に取り組めるように、自治会及び自主防災組織において、自治会の加入を促進していく必要があります。また、被災後には、地域コミュニティの育成と地域防犯体制づくりに努める必要があります。

③ 安全・安心な避難所の運営

- 町民が主体となって避難所の開設運営を行う体制づくりについて、促進を図る必要があります。
- 避難が長期化した場合、コミュニティごとの避難所の運営や地区ごとのお知らせ掲示板を整備するなど、コミュニティに配慮した運営を図る必要があります。

④ 地域における災害対応力の向上（再掲）

- 自主防災組織の今後の活動の維持のため、訓練等による地域における災害対応力の向上を図る必要があります。

⑤ 地区防災計画の策定支援

- 地域コミュニティにおける共助の推進のために地区防災計画制度を用いて、地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画の周知、策定に取り組む必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 御宿町防犯まちづくり計画	—
▽ 防犯カメラの設置台数	5箇所
▽ 自主防災組織のカバー率（再掲）	100%

8-4 緊急輸送道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

① 緊急輸送道路等の整備（再掲）

- 緊急輸送道路や主要道路について、災害時における円滑な救助活動等が図れるよう、計画的に機能や通行の安全性を維持する必要があります。

② 道路の早期啓開（再掲）

- 道路の通行確保を図るため、速やかな道路啓開体制を整える必要があります。

③ 地図混乱地域の解消

- 地籍の明確化は、各防災対策や被災後の迅速な復旧・復興に資するものであるため、国土調査法に基づく地籍調査事業の実施に向けた取り組みを行う必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 緊急時輸送道路の整備（再掲）	—
▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画（再掲）	—
▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕計画（再掲）	—

8-5 浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

① 水道施設の更新（再掲）

- 大規模災害の発生により、破損が生じた場合、広範囲の給水に支障が生じるため、配水管等の耐震化を図る必要があります。また、災害発生に伴う被害を最小限にとどめるため、老朽化した施設、設備の計画的な更新を行う必要があります。

② 応急給水体制の整備（再掲）

- 災害時における給水設備の途絶に伴う、応急給水体制の整備の必要があります。

③ 災害廃棄物の早急な処理

- 浸水被害により、土砂等の堆積物や、漂着ゴミ等により復旧の妨げになる恐れがあることから、迅速な復旧体制を構築する必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 御宿町水道施設機能診断更新計画（再掲）

—

事前に備えるべき現況指標の整理一覧

事前に備えるべき 目標(カテゴリー)		起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	指標名及び指標が示される計画	現況指標値	
1	大規模自然災害 が発生したとき でも、人名の保 護が最大限図ら れる	1-1	建物・交通施設等の 複合的・大規模倒壊 による死傷者の発生	▽ 住宅の耐震化率 ▽ 町有建築物の耐震化率 ▽ 町立小・中学校の耐震化率 ▽ 社会体育施設の耐震化率 ▽ 指定緊急避難場所の指定状況 ▽ 指定避難所の指定状況 ▽ 福祉避難所の指定状況 ▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画 ▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕 計画	70% 81% 100% 100% 3箇所 3箇所 1箇所 — —
		1-2	建物・交通施設等の 火災による死傷者の 発生	▽ 消防団活性化計画	—
		1-3	大規模津波等による 多数の死者の発生	▽ 津波ハザードマップ作成状況 ▽ 津波避難計画作成状況 ▽ 御宿岩和田漁港海岸保全施設 長寿命化計画 ▽ 防災行政無線同報系のデジタ ル化率	— — — 100%
		1-4	異常気象等による広 域かつ長期的な市街 地等の浸水	▽ 洪水ハザードマップ作成状況 ▽ 水防団員数	未策定 153人
		1-5	土砂災害等による多 数の死傷者の発生 のみならず、脆弱性 が高まる事態	▽ 土砂災害警戒区域指定数 うち土砂災害特別警戒区域指定数 ▽ 土砂災害ハザードマップ作成 状況 ▽ 急傾斜地崩落危険区域指定数	163箇所 154箇所 未策定 8箇所
		1-6	情報伝達の不備等 による避難行動の遅 れ等で多数の死傷 者の発生	▽ 防災行政無線同報系のデジタ ル化率(再掲) ▽ 避難指示等に係る具体的な発 令基準 ▽ 自主防災組織活動カバー率 ▽ 観光客等津波避難マニュアル ▽ 学校教育計画	100% — 100% — —

事前に備えるべき 目標(カテゴリー)		起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)		指標名及び指標が示される計画	現況指標値
2	大規模自然災害 発発生直後から 救助・救急、医療 活動等が迅速に 行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	▽ 防災関係の協定件数 ▽ 食料の備蓄状況 ▽ 飲料水の備蓄状況（1本当たり500ml）	46件 約8,000食 約11,000本
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	▽ ヘリコプター発着可能地点 ▽ 自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地	5箇所 1箇所 布施小学校 グラウンド
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	▽ エネルギー供給事業所の協定締結数	2社
		2-4	想定を超える帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足（帰宅困難者とは観光、ビジネス等で訪れて御宿町から帰宅できない状態にある者）	▽ 災害時における緊急受入に関する協定	2社
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・救助・救急支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	▽ 医療機関数 ▽ 一般病床数 ▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画（再掲） ▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕計画（再掲）	3機関 10床 — —
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	▽ 御宿町備蓄計画	—
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅低下	▽ 業務継続計画（BCP） ▽ 災害時受援計画 ▽ 千葉県内自治体との相互応援協定 ▽ 御宿町と野沢温泉村姉妹都市災害時相互応援協定書	未策定 未策定 協定済み 協定済み
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	▽ 防災行政無線同報系のデジタル化率（再掲） ▽ エネルギー供給事業所の協定締結数	100% 2社
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	▽ 防災行政無線同報系のデジタル化率（再掲） ▽ 自主防災組織のカバー率	100% 100%

事前に備えるべき 目標(カテゴリー)		起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)		指標名及び指標が示される計画	現況指標値
5	大規模自然災害 発生後であっても、経済活動(サ プライチェーン を含む)を機能 不全に陥らせな い	5-1	サプライチェーンの 寸断等による企業の 生産力低下	▽ 事業継続力強化支援計画作成 団体	1 団体
		5-2	社会経済活動の維持 に必要なエネルギー 供給の停止	▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画 (再掲)	—
				▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕 計画(再掲)	—
		5-3	重要な産業施設の損 壊、倒壊等	▽ 御宿岩和田漁港水産物供給基 盤機能保全計画	—
				▽ 御宿岩和田漁港海岸保全施設 長寿命化計画(再掲)	—
				▽ 御宿町農林施設基本計画	—
		5-4	基幹的交通機能の停 止	▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画 (再掲) ▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕 計画(再掲)	— —
5-5	食料等の安定供給の 停滞	▽ 御宿岩和田漁港水産物供給基 盤機能保全計画(再掲)	—		
		▽ 御宿岩和田漁港海岸保全施設 長寿命化計画(再掲) ▽ 御宿町農林施設基本計画(再 掲)	— —		
5-6	金融サービス等の機 能停止による町民生 活等への甚大な影響	▽ 御宿町・地域金融機関との包 括連携に関する協定締結数	4 行		
6	大規模自然災害 発生後であっても、生活・経済活 動に必要な最低限 の電気、ガス、上 下水道、燃料、交 通ネットワーク 等を確保すると ともに、これら の早期復旧を図 る	6-1	電力供給ネットワー ク(発電所、送配 電設備)やガソリ ン、軽油、石油、L Pガスサプライチエ ーン等の機能停止	▽ エネルギー供給事業所の協定 締結数(再掲)	2 社
		6-2	上水道等の長期間に わたる供給停止	▽ 御宿町水道施設機能診断更新 計画	—
		6-3	污水处理施設等の長 期間にわたる機能停 止	▽ 御宿町污水適正処理構想	—
		6-4	地域交通ネットワー クが分断される事態	▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画 (再掲)	—
▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕 計画(再掲)	—				

事前に備えるべき 目標(カテゴリー)		起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	指標名及び指標が示される計画	現況指標値
7	制御不能な複合 災害・二次災害 を発生させない	7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生	▽ 消防団活性化計画(再掲)	—
		7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	▽ 住宅の耐震化率(再掲) ▽ 緊急時輸送道路の整備状況	70% —
		7-3 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生	▽ 防災重点ため池の指定 ▽ ため池ハザードマップ	1 1箇所 —
		7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	▽ 土砂災害区域等の指定・周知	土砂災害警戒区域 163箇所 土砂災害特別警戒区域 154箇所
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	▽ 御宿町災害廃棄物処理計画 ▽ 災害時受援計画(再掲)	未策定
		8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	▽ 災害時受援計画(再掲)	未策定
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	▽ 御宿町防犯まちづくり計画 ▽ 防犯カメラの設置台数 ▽ 自主防災組織のカバー率(再掲)	— 5箇所 100%
		8-4 緊急輸送道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	▽ 緊急時輸送道路の整備状況(再掲) ▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画(再掲) ▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕計画(再掲)	— — —
		8-5 浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	▽ 御宿町水道施設機能診断更新計画(再掲)	—

第4章 御宿町地域強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「御宿町地域強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめます。

2 施策推進方針の設定

本計画に掲載する施策方針については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や千葉県が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、県、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ見直しや新たな設定を行います。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要があります。

『第4次御宿町総合計画』で掲げる「笑顔と夢が膨らむ町【ともに支え合う挑戦と再生】」という基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を県・国の強靱化へとつなげるため、目指すまちの姿に沿った取組や、「千葉県強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定しました。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する事業を設定しました。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

5 本町における地域強靱化のための施策プログラム

脆弱性評価において設定した34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載しました。

重点化すべき施策項目については、国の重点項目及び県が掲げる重点項目を踏まえた上で、本町のすべき重点施策について、各施策項目の末尾に**重点**と記載しました。

(1) 人命の保護

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生【推進方針】 **重点**

① 住宅・建築物等の耐震化

- 「御宿町耐震改修促進計画」に定める住宅建築物の耐震化目標 95%の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の効率的な制度運用を図ります。
- 新たに耐震診断が義務付けられたホテルや旅館等の民間の大規模建築物に対し、耐震化率 95%の達成に向け、改修等に係る支援制度の活用や関係機関と連携を図ります。
- 本町の防災拠点となる庁舎や指定避難所である小・中学校については、耐震化が完了していませんが、町有施設全体の耐震率 95%に向けて、計画的に整備を図ります。

② 家具等の転倒防止対策

- 家具等の転倒防止対策による被害の抑制に向け、家具等転倒防止対策の周知に取り組みます。

③ 公共施設の老朽化対策と適切な維持管理

- 庁舎や教育施設、道路インフラや水道施設など、御宿町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画（長寿命化計画等）を作成し、点検や修繕、更新などのメンテナンスサイクルを構築し、適切な維持管理を進める必要があります。
また、建物の用途等に応じ、天井脱落対策等の整備を進めます。

④ 避難所等の指定・整備

- 最大約 1,800 人の避難者数が想定されるため、指定済みの避難所に加え、新たな避難所の設定や、福祉避難所の運営について調整を進めます。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、避難所のバリアフリー化、避難スペースの確保を進めます。
- 町民のできるだけ迅速な避難を可能にするため、津波避難ビルの協定（8箇所）を締結しています。今後、引き続き津波発生時における避難場所の拡充を図ります。

⑤ 緊急輸送道路等の整備

- 県が指定する救急救援活動等に必要な緊急輸送道路の 1 次路線（国道 128 号）及び 2 次路線（県道勝浦布施大原線・夷隅御宿線）や主要道路について、災害発生時に通行を確保すべき道路として重点的に沿道の建築物の耐震化を推進します。
- 道路の通行を確保するため、沿道におけるブロック塀の安全対策を広く周知します。

【推進事業】

- ▼ 住宅耐震事業の推進
- ▼ 安全・安心な道路管理
- ▼ 防災拠点施設の耐震化

1-2 建物・交通施設等の火災による死傷者の発生【推進方針】**重点**

① 建築物の防火対策

- 御宿町都市計画における準防火地域の指定により、防災性の高い地域づくりを進めます。
- 適正に管理をされていない空き家及び空き地の管理を促すとともに、空き家の有効活用を図るため、「空家等対策計画」の策定を行い、安全で安心な住環境の確保をします。
- 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部による、消防法（昭和23年法律第186号）第4条の規定に基づく立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を推進します。また、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例（平成2年夷隅郡市広域市町村圏事務組合条例第8号）の規定に基づく、少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を推進します。

② 道路等の整備

- 道路が損傷した場合、消火活動に支障が生じるため、幹線道路や狭隘道路等についても通行確保及び啓開作業等、迅速な対応を進める観点から、整備改良を推進する必要があります。

③ 常備消防及び消防団による消防力の強化

- 広域消防及び消防団の施設や装備品の計画的更新や充実に加え、合同訓練による消火活動における連携の強化、消防団員の確保対策により、消防力の強化を進めます。

④ 消防水利の整備

- 消火栓に加え、上水道の断水等による消火栓が使用できない状況も踏まえ、貯水槽や自然水利など、多様な消防水利について、位置の把握や定期的な維持管理により、効果的な活用を図ります。

⑤ 地域防災活動の強化

- 消防団と自主防災組織の連携を通じ、地域コミュニティによる防災体制の強化に取り組むために、防災訓練などを通じ、初期消火訓練や家庭における防災関連資機材等の配置など、地域の防災力の向上を図ります。

【推進事業】

- ▼ 空き家・空き地の適正管理の啓発
- ▼ 消防団の強化
- ▼ 消防施設の強化
- ▼ 道路インフラ長寿命化改修事業

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生【推進方針】**重点**

① 津波避難体制の整備

- 本町においては「御宿町津波ハザードマップ（多言語）」及び「御宿町津波避難計画」を策定済みですが、新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等を考慮し、現行の津波ハザードマップや避難計画の見直しを行います。
- 津波避難誘導に必要な標識や表示板（112箇所）の設置について、「御宿町津波避難計画」等に基づき整備を促進します。
- 適切な情報伝達と避難誘導を行うため、津波避難訓練等を実施します。

② 海岸保全施設の整備

- 「千葉県東沿岸海岸保全基本計画」に基づき、御宿岩和田漁港海岸への堤防、護岸等を整備するとともに、「御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画」による施設の計画的な維持管理を行います。

③ 行政による情報処理・発信体制の整備

- 災害発生時において、防災行政無線同報系とJアラート（全国瞬時警報システム）とのシステム連携やLアラート（千葉県災害情報共有システム）による防災情報の伝達、複数メディアによる防災情報の伝達を途切れなく行うために、各送信装置等の定期的なメンテナンス及び停電時に備え非常用電源を確保します。
- 戸別受信機の家庭等への配置を進めるほか、災害情報提供に理解を深め、避難につなげていただくために広報や啓発、避難訓練等を実施します。
- 被災地からの情報伝達の手段として、消防団や地域防災組織に特定小電力無線機を配備するとともに、防災行政無線同報系のアンサーバックシステムの運用を図ります。
- 多様な情報発信を行うため、防災行政無線移動系の整備を検討します。

【推進事業】

- ▼ 御宿町津波ハザードマップの改定・周知
- ▼ 地域防災訓練の実施
- ▼ 避難経路や指定緊急避難場所等の周知徹底
- ▼ 御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画の改定
- ▼ 情報処理・発信体制の整備（防災行政無線、J、Lアラート等の通信手段に連携する複数メディア・情報伝達手段の多重化）

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水【推進方針】重点

① 河川、ため池及び水田施設の維持管理及び整備

- 近年の大規模な災害による浸水を防ぐため、本町が管理する準用河川及び普通河川や道路排水施設等の整備を行う必要があります。また、流域内のため池や水田などの流出抑制機能を踏まえた整備を行う必要があります。

② 流域全体で治水対策

- 昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、国の流域治水プロジェクトに習い2級河川である夷隅川などの流域全体での治水、治山対策に加え、本町が管理する準用河川及び普通河川も対象とした流域治水に取り組みます。

③ 水防団の充実強化等による地域水防力の強化

- 訓練等により水防団の人材育成を図るとともに、必要な資機材の整備を行います。

④ 浸水避難体制の整備

- 浸水域のハザードマップや避難計画を策定し、避難体制の整備を図ります。

【推進事業】

- ▼ 御宿町洪水ハザードマップの作成
- ▼ 集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備
- ▼ 水防団の機能強化

1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、脆弱性が高まる事態【推進方針】重点

① 警戒避難体制の整備

- 千葉県指定に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域について、土砂災害ハザードマップを策定し、住民に周知を図ります。
- 土砂災害警戒情報が発令された場合、住民に迅速かつ正確な情報伝達を行うため、戸別受信機等の家庭等への配置を進めるほか、複数メディアによる防災情報の伝達を途切れなく行うために、各送信装置等の定期的なメンテナンス及び停電時に備え非常用電源を確保します。

② 土砂災害の発生予防

- 急傾斜地崩壊危険箇所において、保全対象などを勘案し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を進めるとともに、防護施設の整備について、千葉県に働きかけます。
- 荒廃山林の所有者に、適切な保全管理についての啓発に加え、危険箇所においては、治山事業についても検討をします。

【推進事業】

- ▼ 土砂災害ハザードマップの作成（指定箇所の周知）
- ▼ 荒廃山林における適切な保全管理の啓発
- ▼ 防災行政無線の維持管理

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生【推進方針】 **重点**

① 住民への伝達体制の強化

- 住民への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として時代に適合した先進的なシステムの導入を検討します。
- 災害発生時において、防災行政無線同報系とJアラート（全国瞬時警報システム）とのシステム連携やLアラート（千葉県災害情報共有システム）による防災情報の伝達、防災行政無線のデジタル化により、戸別受信機や、複数メディアによる防災情報の伝達を途切れなく行うために、各送信装置等の定期的なメンテナンス及び停電時に備え非常用電源等の整備、耐震化を図ります。
- 防災行政無線同報系の整備は完了していますが、多様な情報発信として、広報車や消防車のサイレンやスピーカー機能による放送に加え、防災行政無線移動系の整備を検討します。

② 観光客・高齢者等の要配慮者対策

- 御宿町観光客等津波避難マニュアルに基づき、情報伝達や避難場所、避難経路の強化を図ります。
- 避難行動要支援者名簿を作成し、地域への提供率を向上させるとともに名簿情報の更新に努める必要があります。また、自治会や自主防災組織に働きかけ、地域の協力体制強化を進めます。

③ 防災教育の推進

- 学校教育指導指針に基づく、学校防災教育について、児童・生徒等の発達段階に応じた指導に加え、継続的に登校時避難訓練や防災訓練を実施します。

【推進事業】

- ▼ 情報処理・発信体制の整備（防災行政無線、J、Lアラート等の通信手段に連携する複数メディア・情報伝達手段の多重化）（再掲）
- ▼ 災害時避難行動要支援者対策の促進
- ▼ 多言語ハザードマップの作成
- ▼ 大規模災害に備えた自助・共助の取組強化

(2) 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止【推進方針】重点

① 自宅での蓄えと非常時の持ち出し

- 日頃から国が定める「最低3日、推奨1週間」の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、避難場所の確認、家族内での避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発します。
- 実践的な防災訓練や各種啓発行事に、町民やボランティア団体等に参加してもらい、食料や飲料水の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険等の生活再建に向けた事前の備えなどについて、普及啓発します。

② 地域内での蓄え（商店、農家等）

- 食料及び生活必需品の供給について、平時より取扱業者との連絡を行い、災害発生時に、住民へ速やかに配給ができるよう、食料の確保及び救援物資の提供等の協定の締結に努めます。

③ 行政での蓄え

- 最大約1,800人の避難者数が想定されるため、御宿町備蓄計画に基づき、計画的な備蓄を図ります。

④ 応急給水体制の整備

- 災害時の飲料水・生活用水を確保するため、防災井戸の維持管理や機能強化を図ります。また、非常用発電機や浄水機を配備し、点検等による機能維持に努めます。
- 円滑な給水体制が図れるよう、自治会や自主防災組織の給水資機材の整備を促進するほか、給水訓練を実施します。

【推進事業】

- ▼ 防災備蓄等整備事業
- ▼ 防災井戸の設置 5箇所
- ▼ 民間事業者等との物資協定 5社

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足【推進方針】重点

① 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 災害発生時において、Lアラート（千葉県災害情報共有システム）を始め、多様な通信手段を整備し、円滑な連絡体制の構築を図ります。
- 救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、緊急時の離発着場の確保に努めます。
- 自衛隊、警察、消防等の受援時の活動拠点としての施設や場所を選定し、円滑な活動が図れるよう整備します。

【推進事業】

- ▼ 情報処理・発信体制の整備（防災行政無線、J、Lアラート等の通信手段に連携する複数メディア・情報伝達手段の多重化）（再掲）
- ▼ 通信設備における非常用電源の確保
- ▼ 自衛隊、警察、消防等の受援体制の整備

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶【推進方針】**重点**

① 防災活動拠点の整備

- 庁舎や指定避難所等、防災拠点施設については、非常時の電源を確保するため、非常用発電機の整備や、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー調達システムの導入に加え、EV車の導入など、多様な電源の確保を進めます。

② 災害時のエネルギー確保

- 災害時に迅速かつ円滑に、石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるように、本町内の石油販売店と締結した石油類燃料の供給に係る協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討します。

【推進事業】

- ▼ エネルギー供給事業所との新たな協定締結
- ▼ エネルギー調達に伴う資機材の備蓄

2-4 想定を超える帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足（帰宅困難者とは観光、ビジネス等で訪れて御宿町から帰宅できない状態にある者）【推進方針】

① 行政での蓄え（再掲）

- 最大約 1,800 人の避難者数が想定されるため、御宿町備蓄計画に基づき、計画的な備蓄を図ります。

② 一時滞在施設の整備

- 千葉県と連携のもと、耐震性や安全性を考慮し指定した公共施設について、帰宅困難者の発生状況を踏まえ、一時滞在施設として開設します。
- 一時滞在施設として民間事業者 2 社と協定を締結していますが、多数の帰宅困難者を受け入れるため、新たな協定の締結について検討します。

【推進事業】

- ▼ 帰宅困難者用備蓄品の整備
- ▼ 一時滞在施設の拡充

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・救助・救急支援ルートの途絶による医療機能の麻痺【推進方針】**重点**

① 災害医療体制の確保

- 千葉県保健医療計画に基づく、災害医療体制の受け入れのため、活動拠点としての施設や場所を選定し、円滑な活動が図れるよう整備します。
- 災害時の医療従事者を確保するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や日本医師会災害医療チーム（JMAT）等との連絡体制の構築を図ります。
- 一般社団法人 夷隅医師会と締結している「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づき、災害時の医療体制の強化を図ります。

② 緊急輸送道路等の整備（再掲）

- 県が指定する救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路の1次路線（国道128号）及び2次路線（県道勝浦布施大原線・夷隅御宿線）や主要道路について、災害発生時に通行を確保すべき道路として重点的に沿道の建築物の耐震化を推進します。
- 道路の通行を確保するため、沿道におけるブロック塀の安全対策を広く周知します。

【推進事業】

- ▼ 医療活動における受援体制の整備
- ▼ 安全・安心な道路管理（再掲）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生【推進方針】

① 避難所での衛生管理

- 御宿町備蓄計画に基づき、感染症対策の備蓄を計画的に進めます。
- 感染症対策に配慮した避難所運営マニュアルを策定し、衛生面に配慮した避難所運営を行います。
- 夷隅健康福祉センターと連携し、生活衛生や感染症等の健康危機管理対策を推進します。

② 健康支援活動の体制整備

- 災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも想定されることから、関係機関との連携のもと、被災者の健康支援に当たります。
- 被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症に対して、関係機関との連携のもと専門的な相談・支援が行える体制づくりに努めます。

③ 防疫活動の実施体制の整備

- 関係機関と連携し、防疫用薬剤、機材等の調達、防疫活動の実施体制を確立します。

【推進事業】

- ▼ 御宿町備蓄計画
- ▼ 御宿町避難所運営マニュアルの作成

(3) 行政機能の確保

3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅低下【推進方針】重点

① 業務継続体制の構築

- 被災による行政機能の低下により、情報収集活動や救助活動及び行政サービスの提供等に支障をきたす場合を想定し、業務継続計画を策定します。
- 効果的に業務継続計画を運用するため、各種災害マニュアルの確認や職員の参集訓練を実施します。
- 夷隅郡市内、千葉県内市町村や姉妹都市との協定による支援要請に対応する受入れ体制を整えます。

② 公共施設の老朽化対策と適切な維持管理（再掲）

- 庁舎や教育施設、道路インフラや上水道施設など、御宿町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画（長寿命化計画等）を作成し、点検や修繕、更新などのメンテナンスサイクルを構築し、適切な維持管理を進める必要があります。
また、建物の用途等に応じ、天井脱落対策等の整備を進めます。

③ 住民への伝達体制の強化（再掲）

- 住民への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として時代に適合した先進的なシステムの導入を検討します。
- 災害発生時において、防災行政無線同報系とJアラート（全国瞬時警報システム）とのシステム連携やLアラート（千葉県災害情報共有システム）による防災情報の伝達、防災行政無線のデジタル化により、戸別受信機や、複数メディアによる防災情報の伝達を途切れなく行うために、各送信装置等の定期的なメンテナンス及び停電時に備え非常用電源等の整備、耐震化を図ります。
- 防災行政無線同報系の整備は完了していますが、多様な情報発信として、広報車や消防車のサイレンやスピーカー機能による放送に加え、防災行政無線移動系の整備を検討します。

【推進事業】

- ▼ 業務継続計画（BCP）の策定
- ▼ 災害時受援計画の策定
- ▼ 職員訓練
- ▼ 公共施設の維持管理

(4) 情報通信機能の確保

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止【推進方針】**重点**

① 情報通信手段の確保

- 多様な通信手段の確保として、衛星携帯電話を配備するとともに、停電と輻輳に強い特設公衆電話を避難所への配備を検討します。
- 災害情報を途切れなく、適時適切に伝達することにより、住民の避難誘導を確実に行う必要があることから、多様な情報通信手段の確保に加え、防災情報伝達システムの維持管理と非常用電源を確保する必要があります。

② 防災活動拠点の整備（再掲）

- 庁舎や指定避難所等、防災拠点施設については、非常時の電源を確保するため、非常用発電機の整備や、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー調達システムの導入に加え、EV車の導入など、多様な電源の確保を進めます。

③ 災害時のエネルギー確保（再掲）

- 災害時に迅速かつ円滑に、石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるように、本町内の石油販売店と締結した石油類燃料の供給に係る協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討します。

【推進事業】

- ▼ 電源途絶に対する非常電源の確保
- ▼ エネルギー供給事業所との新たな協定締結（再掲）
- ▼ エネルギー調達に伴う資機材の備蓄（再掲）

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態【推進方針】**重点**

① 住民への伝達体制の強化（再掲）

- 住民への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として時代に適合した先進的なシステムの導入を検討します。
- 災害発生時において、防災行政無線同報系とJアラート（全国瞬時警報システム）とのシステム連携やLアラート（千葉県災害情報共有システム）による防災情報の伝達、防災行政無線のデジタル化により、戸別受信機や、複数メディアによる防災情報の伝達を途切れなく行うために、各送信装置等の定期的なメンテナンス及び停電時に備え非常用電源や耐震化を図ります。
- 防災行政無線同報系の整備は完了していますが、多様な情報発信として、広報車や消防車のサイレンやスピーカー機能による放送に加え、防災行政無線移動系の整備を検討します。

② 地域における災害対応力の向上

- 町、消防機関、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織及び教育機関等の自主防災活動や連携による防災訓練を実施し、災害時における地域の防災力の向上を図ります。
- 地域における防災力、災害対応力を向上させるため、商工会や企業、事業者の事業継続計画（BCP）の作成を推進します。

【推進事業】

- ▼ 防災情報の収集機能強化
- ▼ 本町の情報処理・発信体制の整備（行政無線テレホンサービス、Jアラート等の通信手段を活用）（再掲）
- ▼ 自治会・自主防災組織の防災に関する知識及び技術の普及

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下【推進方針】**重点**

① 企業における業務継続体制の強化

- 「事業継続力強化支援計画」に基づき、御宿町商工会が行う中小企業の業務継続計画の策定支援や計画的な備蓄の配備など中小企業の防災力向上を推進します。

【推進事業】

- ▼ 民間企業における業務継続計画（BCP）の策定・普及推進
- ▼ 中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進

5-2 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止【推進方針】

① 緊急輸送道路等の整備（再掲）

- 県が指定する救急救援活動等に必要な緊急輸送道路の1次路線（国道128号）及び2次路線（県道勝浦布施大原線・夷隅御宿線）や主要道路について、災害発生時に通行を確保すべき道路として重点的に沿道の建築物の耐震化を推進します。
- 道路の通行を確保するため、沿道におけるブロック塀の安全対策を広く周知します。

【推進事業】

- ▼ 安全・安心な道路管理（再掲）

5-3 重要な産業施設の損壊、倒壊等【推進方針】

① 漁港や農地等重要な産業施設の強化

- 「御宿岩和田漁港水産物供給基盤機能保全計画」、「御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画」及び「御宿町農林施設基本計画」に基づき、農林水産業施設の機能向上や維持管理を進めます。

【推進事業】

- ▼ 農林水産業施設の機能向上

5-4 基幹的交通機能の停止【推進方針】

① 緊急輸送道路等の整備（再掲）

- 県が指定する救急救援活動等に必要な緊急輸送道路の1次路線（国道128号）及び2次路線（県道勝浦布施大原線・夷隅御宿線）や主要道路について、災害発生時に通行を確保すべき道路として重点的に沿道の建築物の耐震化を推進します。
- 道路の通行を確保するため、沿道におけるブロック塀の安全対策を広く周知します。

② 道路の早期啓開

- 土木事業者等との連携により、閉鎖された道路等の啓開を図ります。
- 電力供給事業者と締結している「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、早期の道路啓開を図ることに加え、道路啓開に関する新たな協定締結を進めます。

③ 迂回路の整備

- 幹線道路等の不通時に備え、迂回路として林道の維持管理を図ります。

【推進事業】

- ▼ 安全・安心な道路管理（再掲）
- ▼ 道路啓開の推進
- ▼ 迂回路の整備

5-5 食料等の安定供給の停滞【推進方針】重点

① 漁港や農地等重要な産業施設の強化（再掲）

- 「御宿岩和田漁港水産物供給基盤機能保全計画」、「御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画」及び「御宿町農林施設基本計画」に基づき、農林水産業施設の機能向上や維持管理を進めます。

② 農林水産物の流通関係施設の強化

- 農林水産物の流通に係る施設整備については、事業実施に当たり、関係機関との調整により、災害時において機能を果たすよう、サプライチェーンを含めた災害に強い事業化を進めます。

③ 農林水産物の流通過程におけるBCP策定等の推進

- 大規模自然災害時においても円滑な農林水産物の供給を維持するため、流通事業者等に対し、業務継続に向けた計画（BCP）の策定を推進します。

【推進事業】

- ▼ 農林水産業施設の向上（再掲）
- ▼ 物流事業者における災害対応力の強化

5-6 金融サービス等の機能停止による町民生活等への甚大な影響【推進方針】

① 金融機関の業務継続体制の構築

- 災害時に円滑にサービスが提供できるよう、金融機関において業務継続計画（BCP）の策定を推進するとともに、御宿町との災害時における連携について強化を図ります。

【推進事業】

- ▼ 金融機関の建物等の耐震化
- ▼ 金融機関における業務継続計画（BCP）の策定の推進

(6) 迅速な復旧・復興等

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）やガソリン、軽油、石油、LPガスサプライチェーン等の機能停止【推進方針】**重点**

① 電力供給ネットワークの耐震化

- 災害時における電力供給の確保のため、電柱の倒壊防止や無電柱化により、電力ネットワークの強靱化対策について、電力供給事業者へ要請を行います。

② ライフライン事業者の業務継続体制の構築

- 早期の供給体制復旧に向け、ライフライン事業者の業務継続体制を維持するため、安定的な送電のための予防伐採、迅速な啓開作業の実施、防災訓練等により実効性の高い連携に努めます。

③ 防災活動拠点の整備（再掲）

- 庁舎や指定避難所等、防災拠点施設については、非常時の電源を確保するため、非常用発電機の整備や、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー調達システムの導入に加え、EV車の導入など、多様な電源の確保を進めます。

④ 災害時のエネルギー確保（再掲）

- 災害時に迅速かつ円滑に、石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるように、本町内の石油販売店と締結した石油類燃料の供給に係る協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討します。

【推進事業】

- ▼ ライフライン事業者の業務継続体制
- ▼ 電源途絶に対する非常電源の確保（再掲）
- ▼ エネルギー供給事業所との新たな協定締結（再掲）
- ▼ エネルギー調達に伴う資機材の備蓄（再掲）

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止【推進方針】

① 水道施設の更新

- 災害発生時に被害を最小限にとどめ、速やかに復旧ができるよう御宿町水道施設機能診断更新計画に基づき、施設の計画的な更新や維持管理を行います。
- 速やかな復旧のため、応急復旧資機材の備蓄を行います。

② 応急給水体制の整備（再掲）

- 災害時の飲料水・生活用水を確保するため、防災井戸の維持管理や機能強化を図ります。また、非常用発電機や浄水機を配備し、点検等による機能維持に努めます。
- 円滑な給水体制が図れるよう、自治会や自主防災組織の給水資機材の整備を促進するほか、給水訓練を実施します。

【推進事業】

- ▼ 水道施設の強化
- ▼ 応急対策の強化

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止【推進方針】

① 汚水処理施設の防災対策

- 長期間にわたる停電等によりポンプアップ及び水洗ができないなどの機能停止状態となった場合に、県の協定に基づき、浄化槽協会を通じた対応について調整を進めます。
- 御宿町汚水適正処理構想に基づき、合併浄化槽への転換を奨励します。
- 堺川生活排水処理施設の機能を維持するため、計画的な維持管理や更新を行います。

【推進事業】

- ▼ 合併浄化槽の転換補助事業
- ▼ 堺川生活排水処理施設修繕事業

6-4 地域交通ネットワークが分断される事態【推進方針】

① 緊急輸送道路等の整備（再掲）

- 県が指定する救急救援活動等に必要緊急輸送道路の1次路線（国道128号）及び2次路線（県道勝浦布施大原線・夷隅御宿線）や主要道路について、災害発生時に通行を確保すべき道路として重点的に沿道の建築物の耐震化を推進します。
- 道路の通行を確保するため、沿道におけるブロック塀の安全対策を広く周知します。

② 道路の早期啓開（再掲）

- 土木事業者等との連携により、閉鎖された道路等の啓開を図ります。
- 電力供給事業者と締結している「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、早期の道路啓開を図ることに加え、道路啓開に関する新たな協定締結を進めます。

【推進事業】

- ▼ 安全・安心な道路管理（再掲）
- ▼ 道路啓開の推進（再掲）

(7) 二次災害の抑制

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生【推進方針】

① 建築物の防火対策（再掲）

- 御宿町都市計画における準防火地域の指定により、防災性の高い地域づくりを進めます。
- 適正に管理をされていない空き家及び空き地の管理を促すとともに、空き家の有効活用を図るため、「空家等対策計画」の策定を行い、安全で安心な住環境の確保をします。
- 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部による、消防法（昭和23年法律第186号）第4条の規定に基づく立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を推進します。また、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例（平成2年夷隅郡市広域市町村圏事務組合条例第8号）の規定に基づく、少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を推進します。

② 道路等の整備（再掲）

- 道路が損傷した場合、消火活動に支障が生じるため、幹線道路や狭隘道路等についても通行確保及び啓開作業等、迅速な対応を進める観点から、整備改良を推進する必要があります。

③ 常備消防及び消防団による消防力の強化（再掲）

- 広域消防及び消防団の施設や装備品の計画的更新や充実に加え、合同訓練による消火活動における連携の強化、消防団員の確保対策により、消防力の強化を進めます。

④ 消防水利の整備（再掲）

- 消火栓に加え、上水道の断水等による消火栓が使用できない状況も踏まえ、貯水槽や自然水利など、多様な消防水利について、位置の把握や定期的な維持管理により、効果的な活用を図ります。

⑤ 地域防災活動の強化（再掲）

- 消防団と自主防災組織の連携を通じ、地域コミュニティによる防災体制の強化に取り組むために、防災訓練などを通じ、初期消火訓練や家庭における防災関連資機材等の配置など、地域の防災力の向上を図ります。

【推進事業】

- ▼ 空き家・空き地の適正管理の啓発（再掲）
- ▼ 消防団の強化（再掲）
- ▼ 消防施設の強化（再掲）
- ▼ 道路インフラ長寿命化改修事業（再掲）

7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺【推進方針】

① 住宅・建築物等の耐震化（再掲）

- 「御宿町耐震改修促進計画」に定める住宅建築物の耐震化目標 95%の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の効率的な制度運用を図ります。
- 新たに耐震診断が義務付けられたホテルや旅館等の民間の大規模建築物に対し、耐震化率 95%の達成に向け、改修等に係る支援制度の活用や関係機関と連携を図ります。
- 本町の防災拠点となる庁舎や指定避難所である小・中学校については、耐震化が完了していますが、町有施設全体の耐震率 95%に向けて、計画的に整備を図ります。

② 緊急輸送道路等の整備（再掲）

- 県が指定する救急救援活動等に必要緊急輸送道路の 1 次路線（国道 128 号）及び 2 次路線（県道勝浦布施大原線・夷隅御宿線）や主要道路について、災害発生時に通行を確保すべき道路として重点的に沿道の建築物の耐震化を推進します。
- 道路の通行を確保するため、沿道におけるブロック塀の安全対策を広く周知します。

【推進事業】

- ▼ 住宅耐震事業の推進（再掲）
- ▼ 安全・安心な道路管理（再掲）

7-3 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生【推進方針】

① ため池の整備

- 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に係る特別措置法に基づく、防災重点ため池の計画的な維持管理を進めます。
- ため池ハザードマップにより、堤体が決壊した場合の避難等について住民に周知を図ります

【推進事業】

- ▼ 防災重点ため池の対策
- ▼ 御宿町津波ハザードマップの作成・周知（再掲）

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大【推進方針】 **重点**

① 農地・森林等の適切な整備

- 農地の集積・集約化を図ることで、耕作放棄地の解消を進めます。
- 老朽化している排水路や農道及びため池等の整備を行い、農業用施設等の長寿命化を推進します。
- 荒廃山林の所有者に、適切な保全管理についての啓発に加え、危険箇所においては、治山事業についても検討をします。

【推進事業】

- ▼ 中山間総合整備事業
- ▼ 農業振興地域の見直事業
- ▼ 農地・水保全管理支払交付金事業
- ▼ 荒廃山林の整備事業

(8) 迅速な地域社会の再建・回復

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態【推進方針】

① 被災地における衛生管理

- 御宿町災害廃棄物処理計画に基づき、被災地における衛生管理をはじめ、災害廃棄物の収集運搬体制の構築、仮置場の指定や整備、処理手順等について適正な体制づくりを進めます。また、仮設トイレの確保を進めます。

② 人的支援の受入れ体制の整備

- 千葉県内の市町村間において、締結している災害時における相互応援協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等を働きかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めます。
- 国、県、他自治体やボランティア等を受け入れる体制を整えるため、御宿町災害時受援計画の策定を行います。
- 被災者や企業の迅速な復旧・復興を支援するため、各支援事業の案内や申請などのワンストップサービスを検討します。

【推進事業】

- ▼ 御宿町災害廃棄物処理計画の推進
- ▼ 災害時受援計画の策定（再掲）

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態【推進方針】

① 建設関係団体等との協力体制の構築

- 建設関係団体等の応援協力を得て、災害復旧工事等に必要な技術者等を確保します。
- 罹災証明書等の事務に関して、専門家との協定を締結し、速やかな復旧復興を図ります。

② 人的支援の受入れ体制の整備（再掲）

- 千葉県内の市町村間において、締結している災害時における相互応援協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等を働きかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めます。
- 国、県、他自治体やボランティア等を受け入れる体制を整えるため、「御宿町災害時受援計画」の策定を行います。
- 被災者や企業の迅速な復旧・復興を支援するため、各支援事業の案内や申請などのワンストップサービスを検討します。

③ 応急危険度判定等の速やかな実施

- 大規模災害の発生後、被害の拡大を防ぐとともに速やかな住まいの確保を行うために、県等との連携を図りながら、応急危険度判定を円滑に実施するための体制整備を進めます。
- 大規模地震や大雨等による宅地の崩壊危険度の判定を行う被災宅地危険度判定の速やかな実施に向け、被災宅地危険度判定士の育成を図ります。

【推進事業】

- ▼ 建設関係団体等との協定
- ▼ 災害時受援計画の策定

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態【推進方針】

① 地域防犯体制の充実

- 「御宿町防犯まちづくり計画」に基づき、地域における犯罪被害を未然に防止するため、本町、町民等、事業者及び行政区等がより連携を強め、地域に根差した幅広い防犯活動を展開します。

② 地域におけるコミュニティ活動の推進

- 地域コミュニティ等における町民相互の連携及び本町、町民等、事業者及び行政区等が一体となり、防犯パトロールなどの自主防災活動の展開を推進します。

③ 安全・安心な避難所の運営

- 避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他被災者の生活環境の整備に必要な措置を講じます。また、プライバシーの確保に必要な対策を講じます。
- 避難所での感染症対策として、必要な体温計、マスク、消毒液、パーティションなどの衛生用品を確保します。

④ 地域における災害対応力の向上（再掲）

- 町、消防機関、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織及び教育機関等の自主防災活動や連携による防災訓練を実施し、災害時における地域の防災力の向上を図ります。
- 地域における防災力、災害対応力を向上させるため、商工会や企業、事業者の事業継続計画（BCP）の作成を推進します。

⑤ 地区防災計画の策定支援

- 地区住民や企業並びに地区防災活動の担い手となる自主防災組織、消防団の活動支援に取り組むとともに、地区防災計画の策定支援を進めます。

【推進事業】

- ▼ 御宿町防犯まちづくり計画の推進
- ▼ 犯罪防止対策事業
- ▼ 町民主体のまちづくり支援事業
- ▼ 防災に関する知識及び技術の普及

8-4 緊急輸送道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態【推進方針】

① 緊急輸送道路等の整備（再掲）

- 県が指定する救急救援活動等に必要な緊急輸送道路の1次路線（国道128号）及び2次路線（県道勝浦布施大原線・夷隅御宿線）や主要道路について、災害発生時に通行を確保すべき道路として重点的に沿道の建築物の耐震化を推進します。
- 道路の通行を確保するため、沿道におけるブロック塀の安全対策を広く周知します。

② 道路の早期啓開（再掲）

- 土木事業者等との連携により、閉鎖された道路等の啓開を図ります。
- 電力供給事業者と締結している「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、早期の道路啓開を図ることに加え、道路啓開に関する新たな協定締結を進めます。

③ 地図混乱地域の解消

- 地図混乱地域において、地図データを電子化し、迅速な復旧・復興が図れるよう国土調査法に基づく地籍測量事業を検討します。

【推進事業】

- ▼ 安全・安心な道路管理（再掲）
- ▼ 道路啓開の推進（再掲）
- ▼ 地籍測量事業の検討

8-5 浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態【推進方針】

① 水道施設の更新（再掲）

- 災害発生時に被害を最小限にとどめ、速やかに復旧ができるよう御宿町水道施設機能診断更新計画に基づき、施設の計画的な更新や維持管理を行います。
- 速やかな復旧のため、応急復旧資機材の備蓄を行います。

② 応急給水体制の整備（再掲）

- 災害時の飲料水・生活用水を確保するため、防災井戸の維持管理や機能強化を図ります。また、非常用発電機や浄水機を配備し、点検等による機能維持に努めます。
- 円滑な給水体制が図れるよう、自治会や自主防災組織の給水資機材の整備を促進するほか、給水訓練を実施します。

③ 災害廃棄物の早急な処理

- 御宿町災害廃棄物処理計画に基づき、浸水による災害廃棄物の迅速な撤去体制を構築するとともに、復旧ボランティア等の受け入れによる、復旧支援体制の構築に努めます。

【推進事業】

- ▼ 水道施設の強化（再掲）
- ▼ 応急対策の強化（再掲）

【リスクシナリオ 34 の推進事業一覧】

事前に備えるべき目標	項目	推進事業
1		<ul style="list-style-type: none"> ▼ 住宅耐震事業の推進 ▼ 安全・安心な道路管理 ▼ 防災拠点施設の耐震化
	1-2	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 空き家・空き地の適正管理の啓発 ▼ 消防団の強化 ▼ 消防施設の強化 ▼ 道路インフラ長寿命化改修事業
	1-3	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 御宿町津波ハザードマップの改定・周知 ▼ 地域防災訓練の実施 ▼ 避難経路や指定緊急避難場所等の周知徹底 ▼ 御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画の改定 ▼ 情報処理・発信体制の整備（防災行政無線、J、Lアラート等の通信手段に連携する複数メディア・情報伝達手段の多重化）
	1-4	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 御宿町洪水ハザードマップの作成 ▼ 集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備 ▼ 水防団の機能強化
	1-5	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 土砂災害ハザードマップの作成（指定箇所の周知） ▼ 荒廃山林における適切な保安全管理の啓発 ▼ 防災行政無線の維持管理
	1-6	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 情報処理・発信体制の整備（防災行政無線、J、Lアラート等の通信手段に連携する複数メディア・情報伝達手段の多重化）（再掲） ▼ 災害時避難行動要支援者対策の促進 ▼ 多言語ハザードマップの作成 ▼ 大規模災害に備えた自助・共助の取組強化
2	2-1	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 防災備蓄等整備事業 ▼ 防災井戸の設置 5 箇所 ▼ 民間事業者等との物資協定 5 社
	2-2	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 情報処理・発信体制の整備（防災行政無線、J、Lアラート等の通信手段に連携する複数メディア・情報伝達手段の多重化）（再掲） ▼ 通信設備における非常用電源の確保 ▼ 自衛隊、警察、消防等の受援体制の整備
	2-3	<ul style="list-style-type: none"> ▼ エネルギー供給事業所との新たな協定締結 ▼ エネルギー調達に伴う資機材の備蓄
	2-4	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 帰宅困難者用備蓄品の整備 ▼ 一時滞在施設の拡充

事前に備えるべき目標		項目	推進事業
		2-5	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 医療活動における受援体制の整備 ▼ 安全・安心な道路管理（再掲）
		2-6	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 御宿町備蓄計画 ▼ 御宿町避難所運営マニュアルの作成
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 業務継続計画（BCP）の策定 ▼ 災害時受援計画の策定 ▼ 職員訓練 ▼ 公共施設の維持管理
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 電源途絶に対する非常電源の確保 ▼ エネルギー供給事業所との新たな協定締結（再掲） ▼ エネルギー調達に伴う資機材の備蓄（再掲）
		4-2	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 防災情報の収集機能強化 ▼ 本町の情報処理・発信体制の整備（行政無線テレホンサービス、Jアラート等の通信手段を活用）（再掲） ▼ 自治会・自主防災組織の防災に関する知識及び技術の普及
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない	5-1	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 民間企業における業務継続計画（BCP）の策定・普及推進 ▼ 中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進
		5-2	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 安全・安心な道路管理（再掲）
		5-3	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 農林水産業施設の向上
		5-4	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 安全・安心な道路管理（再掲） ▼ 道路啓開の推進 ▼ 迂回路の整備
		5-5	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 農林水産業施設の向上（再掲） ▼ 物流事業者における災害対応力の強化
		5-6	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 金融機関の建物等の耐震化 ▼ 金融機関における業務継続計画（BCP）の策定の推進

事前に備えるべき目標		項目	推進事業
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	<ul style="list-style-type: none"> ▼ ライフライン事業者の業務継続体制 ▼ 電源途絶に対する非常電源の確保（再掲） ▼ エネルギー供給事業所との新たな協定締結（再掲） ▼ エネルギー調達に伴う資機材の備蓄（再掲）
		6-2	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 水道施設の強化 ▼ 応急対策の強化
		6-3	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 合併浄化槽の転換補助事業 ▼ 堺川生活排水処理施設修繕事業
		6-4	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 安全・安心な道路管理（再掲） ▼ 道路啓開の推進（再掲）
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 空き家・空き地の適正管理の啓発（再掲） ▼ 消防団の強化（再掲） ▼ 消防施設の強化（再掲） ▼ 道路インフラ長寿命化改修事業（再掲）
		7-2	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 住宅耐震事業の推進（再掲） ▼ 安全・安心な道路管理（再掲）
		7-3	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 防災重点ため池の対策 ▼ 津波ハザードマップの作成・周知（再掲）
		7-4	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 中山間総合整備事業 ▼ 農業振興地域の見直事業 ▼ 農地・水保全管理支払交付金事業 ▼ 荒廃山林の整備事業
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 御宿町災害廃棄物処理計画の推進 ▼ 災害時受援計画の策定（再掲）
		8-2	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 建設関係団体等との協定 ▼ 受援体制の策定
		8-3	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 御宿町防犯まちづくり計画の推進 ▼ 犯罪防止対策事業 ▼ 町民主体のまちづくり支援事業 ▼ 防災に関する知識及び技術の普及
		8-4	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 安全・安心な道路管理（再掲） ▼ 道路啓開の推進（再掲） ▼ 地籍測量事業の検討
		8-5	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 水道施設の強化（再掲） ▼ 応急対策の強化（再掲）

御宿町推進事業の根拠となる個別計画一覧

所管課	個別計画名等
総務課	御宿町地域防災計画
	消防団活性化計画
	津波避難計画
	避難所運営マニュアル
	公共施設等総合管理計画
企画財政課	総合計画（実施計画 アクションプラン）
産業観光課	森林整備計画
	農業振興基本計画
	御宿岩和田漁港水産物供給基盤機能保全計画
	御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画
	観光客等津波避難マニュアル
教育課	教育の大綱
	学校教育計画
	学校施設個別施設計画
建設環境課	都市計画（地区計画）
	橋梁長寿命化修繕計画
	トンネル長寿命化修繕計画
	耐震改修促進計画
	水道施設機能診断更新計画
	污水適正処理構想
	生活排水処理基本計画
	災害廃棄物処理計画
	一般廃棄物処理基本計画
保健福祉課	新型インフルエンザ等行動計画

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「千葉県強靱化地域計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は5年（令和3年から令和7年まで）とします。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における地域強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、地域強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。

2 計画の推進方法

(1) 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、地域の強靱化に資する施策であることを念頭に明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や千葉県等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

《施策ごとの推進管理に必要な事項》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、県の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況等

(2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・県への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、御宿町地域強靱化のスパイラルアップを図っていきます。

御宿町国土強靱化地域計画

発行年月：令和3年9月

発行：御宿町

編集：御宿町総務課

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522 番地
TEL：0470-68-2511 FAX：0470-68-3293
ホームページ <http://www.town.onjuku.chiba.jp/>